

## 神奈川県児童福祉審議会優良文化財推薦に関する事務取扱要領

## (趣旨)

1 この要領は、神奈川県児童福祉審議会社会環境部会（以下「社会環境部会」という。）が神奈川県児童福祉審議会規則（昭和28年神奈川県規則第33号）第8条第1項の規定に基づき分掌する芸能、出版物、玩具、遊戯等（以下「文化財」という。）の推薦に関し必要な事項を定めるものとする。

## (審査対象)

2 社会環境部会は、次に掲げる文化財の推薦について3に規定する推薦の要件及び4に規定する推薦の基準に関する審査を行う。

(1) 図書等の出版物  
(2) 映画、演劇等の興行等及びビデオ等の各種メディア等

## (推薦の要件)

3 2に掲げる文化財のうち、原則として、こども家庭審議会（こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）に基づき設置された機関）が児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき推薦した文化財（以下「こども家庭審議会推薦文化財」という。）以外の文化財であり、かつ、児童の健全育成に資するものと期待できる文化財を推薦の対象とする。ただし、こども家庭審議会推薦文化財については、次のいずれかに該当する場合、推薦の対象とする。

- (1) 文化財が本県固有のもの  
(2) 文化財が児童の健全育成の観点から本県と関係があると認められるもの  
(3) 文化財の公開等が特に本県において行われることを目的とするもの  
(4) 社会環境部会に属する委員（以下「部会委員」という。）が特に必要と認めるもの

## (推薦の基準)

4 3の要件を満たす文化財が、次のいずれかに該当するとき、これを推薦する。

(1) 児童に適当な文化財であって、児童の道徳、情操、知能、体位等の向上に寄与し、その生活内容を豊かにすることにより、児童を社会の健全な一員とするために積極的な効果をもつもの  
(2) 児童福祉に関する社会の責任を強調し、児童の健全な育成に関する知識を広め、又は児童に係る様々な問題の解決についての关心及び理解を深める等児童福祉思想の啓発普及に積極的効果をもつもの  
(3) 児童の保育、指導、レクリエーション等に関する知識及び技術の普及に積極的効果をもつもの  
(4) 児童が郷土を愛し、郷土の良さを知ること等を通じ、地域社会に貢献すること又は地域社会を担っていく心を醸成することに効果をもつもの  
(5) その他、本県における児童の健全育成に資することに効果をもつもの

(申請)

5 推薦を受けようとする文化財を製作し、興行し又は販売する者等（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書（第1号様式）を神奈川県児童福祉審議会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所、氏名及び文化財との関係
- (2) 文化財の種類
- (3) 申請理由
- (4) 概要書又は解説書
- (5) 他において審査、推薦又は表彰を受けた場合はその旨

(推薦候補文化財の情報提供依頼)

6 社会環境部会の担当幹事である青少年課長（以下「幹事」という。）は、優良文化財の推薦の促進を図るため、関係業界等に推薦候補文化財に係る情報の提供を依頼する。

(推薦要件の確認)

7 幹事は、申請者及び6に係る情報提供者（以下「申請者等」という。）から収集された文化財について、3に規定する推薦の要件を満たすか否かの確認を行う。

(審査手続)

8 7の規定による確認の結果、推薦の対象となった文化財（以下「推薦対象文化財」という。）については、次により審査手続を行う。

- (1) 幹事は、推薦対象文化財について、部会委員に試読又は試見（以下「試読等」という。）を依頼する。この場合において、当該試読等は、原則として4人以上の部会委員により行うものとする。
- (2) 試読等を行った部会委員は、当該試読等の結果を意見書（第2号様式）に記載し、幹事に提出する。
- (3) 幹事は、(2)に規定する意見書をとりまとめ、社会環境部会の会議の資料として提出する。

(図書に係る審査手続)

9 幹事は、申請者等から収集された文化財が図書である場合であって、審査を的確かつ円滑に進める上で必要と認めるときは、7及び8の規定にかかわらず、次により推薦要件の確認及び審査手続を行うことができる。

- (1) 幹事は、当該図書について、次のア又はイの場合の区分に応じ、それぞれに定める調査を行う。
  - ア 当該図書が、こども家庭審議会推薦文化財以外の文化財であり、かつ、児童の健全育成に資するものと期待できる文化財である場合は、4の推薦の基準に該当する可能性の有無等についての調査
  - イ 当該図書が、こども家庭審議会推薦文化財である場合は、3の推薦の要件のただし書((4)を除く。)の要件を満たすか否か及び4の推薦の基準に該当する可能性の有無等

## についての調査

- (2) 幹事は、(1)の調査（以下「予備調査」という。）を県立図書館長に依頼することができる。この場合において、幹事は、県立図書館長に予備調査報告書（第3号様式）の記載及び提出を依頼する。
- (3) 幹事は、(2)の予備調査報告書をとりまとめ、社会環境部会の会議の資料として提出する。この場合において、幹事は当該会議の開催に先立ち、あらかじめ当該予備調査報告書を部会委員に送付する。

## （緊急を要する場合の審査手続）

- 10 幹事は、申請者等から収集された文化財について、興行期間等の関係で7に規定する方法による推薦要件の確認又は8に規定する方法による審査手続を行うことが困難であると認める場合（以下「緊急を要する場合」という。）は、次により審査手続を行う。
- (1) 幹事は、社会環境部会の部会長（以下「部会長」という。）に緊急を要する場合である旨の報告をする。
  - (2) 部会長は、(1)の報告を受けたときは、幹事に対し、部会長が適当と認める方法により当該文化財に関する調査を行わせることができる。
  - (3) 幹事は、(2)の調査の結果に関する報告書を意見書（第2号様式）に準じて作成し、部会長に提出する。
  - (4) 部会長は、(3)により提出された報告書に基づき、当該文化財の推薦に関する審査を行う必要があると認めるとときは、幹事に、当該報告書をとりまとめ、社会環境部会の会議の資料として提出させるものとする。

## （結果の通知）

- 11 委員長は、審査の結果を申請者又は情報提供者に通知する。

## （広報）

- 12 幹事は、推薦された文化財を広く周知するために、県内教育関係機関、県内市町村、各都道府県、関係業界及びその他関係団体等に対し、当該文化財についての広報に努める。

## 附 則

- 1 この要領は、平成15年2月25日から施行する。
- 2 神奈川県児童福祉審議会推せん要領は、廃止する。

## 附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成15年11月21日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成26年10月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月9日から施行する。

神奈川県児童福祉審議会委員長 殿

(申出者)

住所

氏名

文化財との関係

(連絡先電話番号 :

)

## 推薦を依頼する申し出

次の文化財について、神奈川県児童福祉審議会の優良文化財推薦を受けたいので申し出ます。

1 文化財の種類		(1) 図書等の出版物 (2) 映画、演劇等の興行等及びビデオ等の各種メディア等
2 申請理由		
文化財の概要	名称	
	出版社 ・制作会社等	
	著者等	
	初版発行年月日 ・制作年	
	内容	
既に審査・推薦又は表彰を受けている場合の推薦等の名称		

## 意見書

試見委員名	
興行名等	
試見年月日 (又は観覧年)	
試見場所	
推薦の妥当性 及び感想等	<p>1 推薦の妥当性</p> <p>妥当である • 妥当ではない</p> <p><b>【妥当とする場合】</b> 次のいずれかの項目に該当している。(該当項目に○)</p> <p>(1) 児童に適当な文化財であって、児童の道徳、情操、知能、体位等の向上に寄与し、その生活内容を豊かにすることにより、児童を社会の健全な一員するために積極的な効果をもつもの</p> <p>(2) 児童福祉に関する社会の責任を強調し、児童の健全な育成に関する知識を広め、又は児童に係る様々な問題の解決についての関心及び理解を深める等児童福祉思想の啓発普及に効果をもつもの</p> <p>(3) 児童の保育、指導、レクリエーション等に関する知識及び技術の普及に積極的な効果をもつもの</p> <p>(4) 児童が郷土を愛し、郷土の良さを知ること等を通じ、地域社会に貢献すること又は地域社会を担っていく心を醸成することに効果をもつもの</p> <p>(5) その他、本県における児童の健全育成に貢献することが期待できること</p> <p>2 感想等</p>

## 予備調査報告書

図書名			
報告書作成年月日	年 月 日		
報告者	(所属)	(職名)	(氏名)
要件該当性 事務取扱要領3に規定する「推薦の要件」に該当する可能性の有無	① こども家庭審議会の推薦図書以外の文化財であり、児童の健全育成に資するものと期待できる文化財である可能性があるか		
	② こども家庭審議会の推薦図書であるか		
	③ ②に該当する場合、事務取扱要領3ただし書に該当する可能性の有無		有・無
基準該当性 事務取扱要領4に規定する「推薦の基準」に該当する可能性の有無	<p style="text-align: center;">有・無</p> <p><b>【有とする場合】</b>          次のいずれかの項目に該当している。(該当項目に○)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童に適当な文化財であって、児童の道徳、情操、知能、体位等の向上に寄与し、その生活内容を豊かにすることにより、児童を社会の健全な一員とするために積極的な効果をもつもの</li> <li>(2) 児童福祉に関する社会の責任を強調し、児童の健全な育成に関する知識を広め、又は児童に係る様々な問題の解決についての関心及び理解を深める等児童福祉思想の啓発普及に効果をもつもの</li> <li>(3) 児童の保育、指導、レクリエーション等に関する知識及び技術の普及に積極的な効果をもつもの</li> <li>(4) 児童が郷土を愛し、郷土の良さを知ること等を通じ、地域社会に貢献すること又は地域社会を担っていく心を醸成することに効果をもつもの</li> <li>(5) その他、本県における児童の健全育成に貢献することが期待できること</li> </ul>		
	書評等		